

十一月十二日

岡田十右衛門  
里見七左衛門

按するに、右彌五兵衛は、寛永四年の土帳に、郡奉行六百石市川長左衛門と見わたる人の子ならんか。右馬介或は左馬助と載せたるは彌五兵衛の前名にて、懷惠夜話及び可觀小說などは、前名を以て記載せしものと聞ゆ。又菅家見聞集に、取手足輕森川五郎右衛門・寺尾平右衛門兩人して捕之殺害するよし載せたるも、全く見聞集の誤りにて、撰者出口政信の過聞なるべし。此の時の事は、森川五郎右衛門が天和二年七月の手書に、彌五兵衛方へ罷越、私并小坂五郎兵衛と申足輕一人召連内へ入、私一人は裏口へ廻り、無異儀からめ捕云々と記載す。されば彼の寺尾平右衛門とは小坂五郎兵衛が事なりしかど、兩人して捕之殺害すと載せたるも見聞集の誤りなりしこと知られけり。松雲公年譜に、萬治元年戊戌十月十二日丑時微妙公小松城中に而御逝去。閏十二月回國上使石河彌左衛門殿・内藤新五郎殿到着之旨御書を以て被仰下。此時執政八人本多安房政長・長九郎左衛門連頼・横山左衛門忠次・前田對馬孝貞・奥村河内榮清・奥村

因幡庸禮・小幡宮内長次・津田玄蕃正忠・今枝民部近義也。且又諸政之示談には、御用人伊藤内膳・菊池大學也。然るに御小將組市川彌五兵衛平生不行狀、其上其頭宅に相招といへども不罷出。依之奥村因幡宅にて組頭兩人に被申渡、取手足輕相添、彌五兵衛宅に押入捕之殺害被仰付。とあり。按するに、利常卿薨逝後は綱紀卿いまだ若年にて、執政の人々の詮議にてかゝる成敗も申渡し殺害せしめたるものなりと聞ゆ。

○公事場牢屋並刑法場

舊藩中は公事場の牢屋とて圍内に建築せられ、金澤町會所にて詮議濟みの罪人共も公事場牢へ入れ置く定なり。故に右牢屋の鎖は、森川五郎右衛門死後は町奉行の預りと成り、公事場式日毎に爲持出す例と成りたり。按するに、昔は城中に禁獄所を建て置かれたりけん。寛永五年八月の金澤町中定書に、御城内に有之籠番之事、如<sup>有</sup>來惣町中として可相勤。然者籠舍人賄之事御分國中<sup>之者</sup>に於ては其者<sup>旅并其村中</sup>として賄可申。若し他國者又は賄可仕樣無之者、御公事場より被入置者は、公事錢之内を以賄料

可被相渡、又御目安場より被入置者之儀は、過意銀之内を以賄料可被相渡。右之外に賄ひ方無之籠舍人有之は、稻葉左近・堀三郎兵衛切手次第、町中より賄可申事、と云ふ一ヶ條を載せられ、同十四年三月の定書にも同様載せられたり。右牢屋は慶長廿年の金澤町定書に、お坂籠番云々といふ事見わたれば、城中尾坂門の内に建て置かれしと聞ゆ。是國初以來の事ならんか。然るを寛永の後に公事場の圍内へ移されたりしと聞ゆ。右公事場の牢屋共は、今監獄署に存在する禁獄所にて、舊藩より直に其の儘用ひられしは、此の牢屋而已なりといへり。按するに、金澤町會所本町肝煎役所觸留寛文七年の條に左の如く載せたり。

未五月廿日

右申渡方之趣にて、寛文以前の町方下々の習俗思ひやるべし。又公事場・刑法場は牢屋の近邊にて、刑法場は重罪人を殺害する場所にて、俗に御仕置場とも呼べり。斬罪の者死刑に處せられし日柄をば、むかしは小立野愛宕寶幢寺にて

鑑定せしめける例なりけん。寶幢寺に左の書簡傳來す。

殺害者日柄、來る廿九日不苦旨被仰越候得共、此方指合之儀出來候間、廿六日・廿七日・廿八日之内重而御考可被仰聞候。年内無餘日故如斯候。以上。

十二月二十四日

玉井勘解由  
多賀豫一右衛門

寶 幢 寺

按するに、右兩人は公事場奉行にて、玉井は延寶三年に被命、貞享三年若年寄と成り、多賀は延寶八年に被命、貞享三年被免たれば、延寶八年より貞享三年迄の書簡なり。然れば其の時代は、右書簡の如く日柄を鑑定して死罪に處せられしこと知られけり。又改作所舊記萬治三年の條に、左の覺書を載せたり。

覺

一、せつがい人有之時は、近在之肝煎・長百姓をよせ並に近所之十村をよびに遣し、其内に御郡御奉行様御案内申上、死人躰をいよ／＼吟味いたし、有躰を書付、右見届申もの共に加判いたさせ、御公事場様へ上可申候。但書付之宛